

○期末手当及び勤勉手当の支給について

昭和38年12月19日  
新人委第939号  
新潟県人事委員会委員長

改正	昭和41年1月10日新人委第 11号	昭和42年12月25日新人委第 987号
	昭和45年12月26日新人委第1206号	昭和49年4月1日新人委第 170号
	昭和51年4月1日新人委第 220号	昭和55年5月31日新人委第 265号
	昭和57年3月1日新人委第 45号	昭和62年3月30日新人委第 605号
	昭和63年3月29日新人委第 580号	平成元年3月28日新人委第 183号
	平成2年12月27日新人委第 530号	平成3年12月26日新人委第 532号
	平成4年6月25日新人委第 216号	平成4年7月27日新人委第 271号
	平成5年12月27日新人委第 583号	平成6年12月27日新人委第 575号
	平成7年3月31日新人委第 859号	平成8年12月27日新人委第 603号
	平成9年10月17日新人委第 366号	平成9年12月26日新人委第 500号
	平成10年12月25日新人委第 499号	平成11年6月30日新人委第 175号
	平成11年12月27日新人委第 518号	平成12年3月31日新人委第 706号
	平成12年12月26日新人委第 478号	平成13年3月30日新人委第 705号
	平成13年12月28日新人委第 427号	平成14年3月1日新人委第 493号
	平成14年3月29日新人委第 640号	平成14年11月1日新人委第 350号
	平成15年3月31日新人委第 635号	平成16年3月31日新人委第 609号
	平成17年3月31日新人委第 584号	平成18年3月31日新人委第 623号
	平成20年3月28日新人委第 495号	平成20年11月25日新人委第 244号
	平成21年3月30日新人委第 399号	平成23年3月31日新人委第 350号
	平成24年12月28日新人委第 245号	平成26年6月17日新人委第 75号
	平成28年3月30日新人委第 356号	平成28年5月31日新人委第 73号
	平成28年11月29日新人委第 232号	平成29年3月28日新人委第 371号
	令和元年5月31日新人委第 22号	令和元年10月18日新人委第 109号
	令和2年3月31日新人委第 271号	令和4年9月30日新人委第 163号
	令和5年2月3日新人委第 263号	令和7年5月23日新人委第 41号
	令和8年3月30日新人委第 286号	

各 任 命 権 者

一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第59号。以下「一般職員給与条例」という。）第25条から第26条まで及び第38条並びに市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第61号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。）第26条から第27条まで及び第40条並びに期末手当及び勤勉手当に関する規則（規則第6-224号。以下「規則」という。）に規定する期末手当及び勤勉手当の支給について下記のように定めたので通知します。

なお、これに伴い、昭和31年新人委第402号「勤勉手当の支給基準について」は、廃止します。

記

- 1 基準日に離職し、又は死亡した職員及び同日に新たに職員となつた者は、一般職員給与条例第25条第1項及び第26条第1項並びに市町村立学校職員給与条例第26条第1項及び第27条第1項の「それぞれ在職する職員」に含まれる。
- 2 期末手当及び勤勉手当の計算の基礎となる給与月額、次に定めるところによる。
  - (1) 休職者の場合には、一般職員給与条例第38条及び市町村立学校職員給与条例第40条に規定する支給率を乗じない給与月額
  - (2) 一般職員給与条例第4条若しくは市町村立学校職員給与条例第16条の2、職員の育児休業等に関する条例（平成4年新潟県条例第4号。以下「育児休業条例」という。）第27条、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年新潟県条例第4号。以下「一般職員勤務時間条例」という。）第16条第3項若しくは第16条の2第3項若しくは市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年新潟県条例第5号。以下「市町村立学校職員勤務時間条例」という。）第15条第3項若しくは第15条の2第3項、職員の修学部分休業に関する条例（平成17年新潟県条例第8号）第3条又は職員の高齢者部分休業に関する条例（令和4年新潟県条例第30号）第3条の規定により給与が減額される場合には、減額前の給与月額
  - (3) 懲戒処分により給与額を減ぜられた場合には、減ぜられない給与月額
  - (4) 一般職員給与条例第25条第4項並びに市町村立学校職員給与条例第26条第4項及び第27条第2項の「これらに対する地域手当の月額」とは、給料の月額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）にあつては、給料の月額を算出率（育児休業条例第15条又は第16条の規定により読み替えられた一般職員給与条例第7条第1項又は市町村立学校職員給与条例第6条第1項に規定する算出率をいう。第6号において同じ。）で除して得た額）及び扶養手当の月額の合計額に地域手当の支給割合を乗じて得た額をいう。
  - (5) 一般職員給与条例第26条第2項の「これに対する地域手当の月額」とは、扶養手当の月額に地域手当の支給割合を乗じて得た額をいう。
  - (6) 一般職員給与条例第25条第5項及び第26条第3項並びに市町村立学校職員給与条例第26条第5項及び第27条第2項の「これに対する地域手当の月額」とは、給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）に地域手当の支給割合を乗じて得た額をいう。
  - (7) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年新潟県条例第2号）に定める派遣職員の場合には、同条例第4条の規定により定められた支給割合を乗じない給与月額
  - (8) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年条例第83号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）第4条に規定する派遣職員の場合には、同条の規定により定められた支給割合を乗じない給与月額
- 3 一般職員給与条例第26条第2項各号及び市町村立学校職員給与条例第27条第2項各号の「前項の職員」には、規則第8条各号に規定する職員を含まないものとする。
- 4 規則第3条第3号及び第7条第1項の「委員会の定める者」は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第60条の2第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とする。
- 5 規則第3条第3号アの委員会の定める国又は他の地方公共団体の職員は、期末手当及び勤勉手当（これらに相当する給与を含む。）の支給について、一般職員給与条例又は市町村立学校職員給与条例の適

用を受ける職員としての在職期間を国又は他の地方公共団体の職員として勤務した期間に通算することを認めている国又は他の地方公共団体の職員とする。

- 6 規則第3条第3号イ及び第7条第1項第5号（規則第13条第1項において準用する場合を含む。）の「委員会の定める者」は、公益的法人等派遣条例第10条に規定する特定法人（以下「特定法人」という。）のうち、期末手当及び勤勉手当に相当する給与の支給について、一般職員給与条例又は市町村立学校職員給与条例の適用を受ける職員としての在職期間を当該特定法人の職員として勤務した期間に通算することとしており、かつ、基準日に相当する日前に当該特定法人を退職し、その退職に引き続き一般職員給与条例又は市町村立学校職員給与条例の適用を受ける職員となつた場合に当該職員に対して期末手当及び勤勉手当に相当する給与を支給しないこととしている特定法人の職員とする。
- 7 規則第5条の5第2項第1号の「委員会の定める職員」のうち、同条第1項第2号に係るものは一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年新潟県条例第55号）第7条第1項の給料表の6号給以上の号給及び同条第3項（育児休業条例第19条（育児休業条例第23条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により決定された給料月額を受ける職員とし、規則第5条の5第1項第3号に係るものは一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年新潟県条例第4号）第5条第1項の給料表の6号給以上の号給及び同条第4項（育児休業条例第18条（育児休業条例第23条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により決定された給料月額を受ける職員とする。
- 8 規則第7条第1項第4号（規則第13条第1項において準用する場合を含む。）の委員会の定める国又は他の地方公共団体の職員は、次の各号に掲げる場合に該当する国又は他の地方公共団体の職員とする。ただし、期末手当及び勤勉手当（これらに相当する給与を含む。）の支給について、一般職員給与条例又は市町村立学校職員給与条例の適用を受ける職員としての在職期間を国又は他の地方公共団体の職員として勤務した期間に通算することを認めていない国又は他の地方公共団体の職員であつた場合を除く。
- (1) 国又は他の地方公共団体の職員が、国又は他の地方公共団体の業務の本県への移管により一般職員給与条例又は市町村立学校職員給与条例の適用を受ける職員となつた場合
  - (2) 国又は他の地方公共団体の警察職員が、一般職員給与条例の適用を受ける警察職員となつた場合
  - (3) 国又は他の地方公共団体の教育職員が、一般職員給与条例又は市町村立学校職員給与条例の適用を受ける教育職員となつた場合
  - (4) 前2号に掲げる場合以外の場合であつて、国又は他の地方公共団体の職員が、国又は他の地方公共団体の業務と密接な関連を有する本県の業務の必要上、本県と国又は他の地方公共団体との相互了解のもとに行われる計画的な人事交流により、一般職員給与条例又は市町村立学校職員給与条例の適用を受ける職員となつた場合
  - (5) その他前各号に掲げる場合に準ずる場合であつて、任命権者が委員会と協議して定める場合
- 9 次の各号に掲げる法人のうち、期末手当及び勤勉手当に相当する給与の支給について、一般職員給与条例又は市町村立学校職員給与条例の適用を受ける職員としての在職期間を当該法人の職員として勤務した期間に通算することとしており、かつ基準日に相当する日前に当該法人を退職し、その退職に引き続き一般職員給与条例又は市町村立学校職員給与条例の適用を受ける職員となつた場合に当該職員に対して期末手当及び勤勉手当に相当する給与を支給しないこととしている法人の職員で、これらの法人及び任命権者の業務の必要上両者の相互了解のもとに行われる計画的な人事交流によつて、これらの法人の職員となり、又は一般職員給与条例若しくは市町村立学校職員給与条例の適用を受ける職員となつた者は、規則第3条第3号ウ及び第7条第1項第6号（規則第13条第1項において準用する場合を含む。）に掲げる者として取り扱うことができる。

- (1) 公庫、公団又は事業団の名称を用いている法人
  - (2) 独立行政法人国立青少年教育振興機構
  - (3) 独立行政法人大学入試センター
  - (4) 国立大学法人（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。）
  - (5) 地方職員共済組合新潟県支部
- 10 一般職員給与条例第25条の3（一般職員給与条例第26条第5項及び第38条第7項において準用する場合を含む。以下同じ。）及び市町村立学校職員給与条例第26条の3（市町村立学校職員給与条例第27条第3項及び第40条第7項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する一時差止処分（以下「一時差止処分」という。）を行うに当たっては、公務に対する信頼確保の要請と離職者の権利の尊重に留意しつつ、厳正かつ公正に対処するものとする。
- 11 一般職員給与条例第25条の3第1項第2号及び市町村立学校職員給与条例第26条の3第1項第2号に規定する「その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき」とは、当該離職者の逮捕の理由となつた犯罪又はその者が犯したと思料される犯罪（以下「逮捕の理由となつた犯罪等」という。）に係る法定刑の上限が拘禁刑（刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第13条に規定する禁錮を含む。）以上の刑に当たるものであるときをいう。ただし、例えば次に掲げる場合には、その者が当該逮捕の理由となつた犯罪等に関し起訴される可能性がない等のため、一時差止処分を行わないものとする。
- (1) その者が死亡した場合又はその者の逮捕の理由となつた犯罪等について、犯罪後の法令により刑が廃止された場合若しくは大赦があつた場合
  - (2) その者の逮捕の理由となつた犯罪等に係る刑事事件に関し既に公訴を提起しない処分がなされている場合
  - (3) その者が、その者の逮捕の理由となつた犯罪等について、法定刑の上限として罰金以下の刑が定められている犯罪に係る起訴をされた場合又は略式手続による起訴をされた場合
- 12 規則第7条の3の規定により委員会に通知する場合は、次に掲げる事項について行うものとする。
- (1) 一時差止処分の対象とする者（以下「処分対象者」という。）の氏名、生年月日及び住所
  - (2) 処分対象者の採用年月日及び離職年月日
  - (3) 処分対象者の離職の日における所属課（所）及び職
  - (4) 一時差止処分の根拠条項
  - (5) 被疑事実の要旨及び処分対象者が犯したと思料される犯罪に係る罰条
  - (6) 処分対象者から事情を聴取した場合又は被疑事実に関し調査した場合は、聴取した年月日及びその聴取した内容の要旨又は調査により判明した事項
  - (7) 処分対象者が逮捕又は起訴されている場合は、その旨及びその年月日
  - (8) 一時差止処分の対象となる期末手当又は勤勉手当の支給日及び支給額
  - (9) 一時差止処分の発令予定年月日
  - (10) その他参考となる事項
- 13 一般職員給与条例第25条の3第4項又は市町村立学校職員給与条例第26条の3第4項の規定により、一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分を受けた者から当該一時差止処分の取消しの申立てがあつた場合は、事情の変化の有無を速やかに確認しなければならない。
- 14 規則第7条の6の規定により一時差止処分を受けた者及び委員会に通知する場合は、次に掲げる事項について行うものとする。この場合において、委員会に通知するときは、規則第7条の4に規定する期末手当及び勤勉手当支給一時差止処分書の写し及び規則第7条の7に規定する処分説明書の写し

を添付するものとする。

- (1) 一時差止処分を受けた者の氏名
  - (2) 一時差止処分を行った年月日
  - (3) 一時差止処分を取り消した理由及び年月日
  - (4) 支給した期末手当又は勤勉手当のそれぞれの額及び支給年月日
  - (5) その他参考となる事項
- 15 任命権者は、一般職員給与条例第25条の3第4項又は市町村立学校職員給与条例第26条の3第4項の規定による取消しの申立てに理由がないと認める場合は、その旨及び当該認定に不服があるときは知事に対し審査請求をすることができる旨を、速やかに申立者に通知するものとする。
- 16 一般職員給与条例第25条の3第5項ただし書及び市町村立学校職員給与条例第26条の3第5項ただし書に規定する「その他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるとき」とは、一時差止処分を受けた者が現に勾留されているときなど、その者が起訴される可能性が極めて高いと認められるときをいう。
- 17 一般職員給与条例第25条の3第6項及び市町村立学校職員給与条例第26条の3第6項に規定する「期末手当の支給を差し止める必要がなくなつた」と認める場合とは、例えば第11項各号に掲げる場合をいう。
- 18 規則第6条第2項第4号ア及びイの「育児休業の承認に係る期間」とは、基準日以前6箇月以内の期間とその一部又は全部が重複する育児休業の承認を受けた期間の初日から末日（育児休業の期間の延長の承認を受けた場合にあつては当該延長の承認を受けた期間の末日とし、育児休業の承認が効力を失い、又は取り消された場合にあつては当該承認が効力を失つた日の前日又は当該承認が取り消された日の前日とする。）までの期間をいう。
- 19 規則第6条第2項第8号の「育児短時間勤務の承認に係る期間」とは、基準日以前6箇月以内の期間とその一部又は全部が重複する育児短時間勤務の承認を受けた期間の初日から末日（育児短時間勤務の期間の延長の承認を受けた場合にあつては当該延長の承認を受けた期間の末日とし、育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は取り消された場合にあつては当該承認が効力を失つた日の前日又は当該承認が取り消された日の前日とする。）までの期間をいう。
- 20 規則第12条第2項第7号の「委員会の定める期間」は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条の規定による健康診断の結果に基づいて勤務時間を短縮された者の、その短縮された期間とする。
- 21 規則第6条、第7条、第12条及び第13条の期間の計算については、次の各号に定めるところによる。
- (1) 月により期間を計算する場合は、民法（明治29年法律第89号）第143条の例による。
  - (2) 1月に満たない期間が2以上ある場合は、これらの期間を合算するものとし、これらの期間の計算については、日を月に換算する場合は30日をもつて1月とし、時間を日に換算する場合は、7時間45分（法第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）又は育児休業法第18条第1項若しくは地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）のうち、週休日が1週間当たり2日の割合で割り振られた職員にあつては、1週間当たりの勤務時間を5で除して得た時間）をもつて1日とする。
  - (3) 前号の場合における負傷又は疾病により勤務しなかつた期間（休職されていた期間を除く。）及び一般職員勤務時間条例第16条若しくは市町村立学校職員勤務時間条例第15条に規定する介護休暇又は一般職員勤務時間条例第21条若しくは市町村立学校職員勤務時間条例第20条の規定により任命権者及び県教育委員会が別に定める介護休暇の承認を受けて勤務しなかつた期間並びに規則第12条第2項第7号及び第8号に定める30日を計算する場合は、次による。
    - ア 一般職員勤務時間条例第4条第1項及び市町村立学校職員勤務時間条例第3条第1項に規定

- する週休日並びに一般職員給与条例第4条及び市町村立学校職員給与条例第16条の2に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等（第5号において「週休日等」という。）を除く。
- イ 一般職員勤務時間条例第4条第2項及び市町村立学校職員勤務時間条例第3条第2項の規定により勤務時間が1日につき7時間45分（前号括弧書に規定する勤務形態の定年前再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員にあつては、同号括弧書の規定により求めた時間）となるように割り振られた日又はこれに相当する日以外の勤務日については、日を単位とせず、時間を単位として取り扱うものとする。
- (4) 前3号の規定にかかわらず、育児短時間勤務職員等として在職した期間における規則第12条第2項第6号に規定する時間を計算する場合は、日又は月を単位とせず、時間を単位として計算するものとし、計算して得た時間については、時間を日に換算するときは7時間45分をもつて1日とし、日を月に換算するときは30日をもつて1月とする。
- (5) 前各号の規定にかかわらず、育児短時間勤務職員等として在職した期間における負傷又は疾病により勤務しなかつた期間並びに規則第12条第2項第7号又は第8号に定める30日を計算する場合は、次による。
- ア 週休日等を除く。
- イ 日又は月を単位とせず、時間を単位として計算するものとし、計算して得た時間については、時間を日に換算するときは7時間45分をもつて1日とし、日を月に換算するときは30日をもつて1月とする。
- (6) 定年前再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員のうち、第2号括弧書に規定する勤務形態以外の勤務形態の職員及び同号括弧書に規定する勤務形態の職員又は育児短時間勤務職員等で第2号から前号の規定により難い職員の期間の計算については、あらかじめ人事委員会に協議するものとする。
- 22 任命権者は、規則第14条に規定する職員の成績率を定めるに当つては、当該職員の勤務成績を判定するに足ると認められる事実を考慮して行うものとする。
- 23 規則別表第1の職員欄の「委員会が定める職員」は、基準日現在（基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。以下同じ。）においてそれぞれ次の表の給料表欄に対応し該当する職務の級の職員欄に掲げる各職員とする。

給料表	職務の級	職 員
研究職給料表	3 級 (加算割合 100 分の 15 該当)	本庁の課長補佐又はこれに相当する職（以下「補佐級」という。）の経験年数が4年以上の職員
	3 級 (加算割合 100 分の 10 該当)	ア 本庁の係長又は主任（これに相当する職を含む。以下同じ。）の職に相当する職（以下「係長級」という。）の経験年数が5年6月以上の職員 イ 補佐級の職員で、補佐級の経験年数が4年未満のもの
医療職給料表(一)	2 級	ア 係長級の経験年数が3年6月以上の職員 イ 補佐級以上の職員
	1 級	経験年数が3年（大学6卒）以上あり、次のいずれかに該当する職員

		<p>ア 16号給の給料を受けて12月以上経過した職員</p> <p>イ 17号給の給料を受けて9月以上経過した職員</p> <p>ウ 18号給の給料を受けて6月以上経過した職員</p> <p>エ 19号給の給料を受けて3月以上経過した職員</p> <p>オ 20号給以上の給料を受けている職員</p>
医療職給料表(二)	6 級	補佐級の経験年数が4年以上の職員
	5 級	<p>ア 係長級の経験年数が5年6月以上の職員</p> <p>イ 補佐級以上の職員</p>
医療職給料表(三)	6 級	<p>ア 補佐級の経験年数が4年以上の職員</p> <p>イ 本庁の課長又はこれに相当する職以上の職員</p>
	5 級	<p>ア 係長級の経験年数が5年6月以上の職員</p> <p>イ 補佐級以上の職員</p>
教育職給料表(二)	2 級 (加算割合100分の10該当)	<p>ア 経験年数が26年(大学4卒)以上あり、次のいずれかに該当する職員</p> <p>(ア) 104号給の給料を受けて12月以上経過した職員</p> <p>(イ) 105号給の給料を受けて9月以上経過した職員</p> <p>(ウ) 106号給の給料を受けて6月以上経過した職員</p> <p>(エ) 107号給の給料を受けて3月以上経過した職員</p> <p>(オ) 108号給以上の給料を受けている職員</p> <p>イ 学齢55歳以上の職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)</p>
	2 級 (加算割合100分の5該当)	<p>ア 経験年数が10年(大学4卒)以上あり、次のいずれかに該当する職員</p> <p>(ア) 40号給の給料を受けて12月以上経過した職員</p> <p>(イ) 41号給の給料を受けて9月以上経過した職員</p> <p>(ウ) 42号給の給料を受けて6月以上経過した職員</p> <p>(エ) 43号給の給料を受けて3月以上経過した職員</p> <p>(オ) 44号給以上の給料を受けている職員</p> <p>イ 定年前再任用短時間勤務職員</p>
教育職給料表(三)	2 級 (加算割合100分の10該当)	<p>ア 経験年数が26年(大学4卒)以上あり、次のいずれかに該当する職員</p> <p>(ア) 116号給の給料を受けて12月以上経過した職員</p> <p>(イ) 117号給の給料を受けて9月以上経過した職員</p> <p>(ウ) 118号給の給料を受けて6月以上経過した職員</p> <p>(エ) 119号給の給料を受けて3月以上経過した職員</p> <p>(オ) 120号給以上の給料を受けている職員</p> <p>イ 学齢55歳以上の職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)</p>
	2 級 (加算割合100分の5該当)	<p>ア 経験年数が10年(大学4卒)以上あり、次のいずれかに該当する職員</p> <p>(ア) 52号給の給料を受けて12月以上経過した職員</p> <p>(イ) 53号給の給料を受けて9月以上経過した職員</p> <p>(ウ) 54号給の給料を受けて6月以上経過した職員</p> <p>(エ) 55号給の給料を受けて3月以上経過した職員</p>

		(オ) 56号給以上の給料を受けている職員 イ 定年前再任用短時間勤務職員
公安職給料表	3 級	ア 警部補で次のいずれかに該当する職員 (ア) 32号給の給料を受けて12月以上経過した職員 (イ) 33号給の給料を受けて9月以上経過した職員 (ウ) 34号給の給料を受けて6月以上経過した職員 (エ) 35号給の給料を受けて3月以上経過した職員 (オ) 36号給以上の給料を受けている職員 イ 巡査部長で次のいずれかに該当する職員 (ア) 44号給の給料を受けて12月以上経過した職員 (イ) 45号給の給料を受けて9月以上経過した職員 (ウ) 46号給の給料を受けて6月以上経過した職員 (エ) 47号給の給料を受けて3月以上経過した職員 (オ) 48号給以上の給料を受けている職員 ウ 巡査長で次のいずれかに該当する職員 (ア) 52号給の給料を受けて12月以上経過した職員 (イ) 53号給の給料を受けて9月以上経過した職員 (ウ) 54号給の給料を受けて6月以上経過した職員 (エ) 55号給の給料を受けて3月以上経過した職員 (オ) 56号給以上の給料を受けている職員

備考1 研究職給料表の部、医療職給料表(二)の部及び医療職給料表(三)の部に掲げる「補佐級の経験年数が4年」は、職員が所属長(支所長及び分所長を除く。)、課(室)長補佐又は次長の職にある場合においては、「補佐級の経験年数が3年」と読み替えるものとする。

2 学齢とは、期末手当及び勤勉手当の支給に係る基準日の属する年度内に達することとなる年齢をいう。以下同じ。

3 括弧書を付して示される年数に係る経験年数とは、職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(規則第6-45号。以下「初任給規則」という。)に規定する級別資格基準表の適用に係る職員の経験年数(初任給規則第6条の規定に基づき経験年数の調整を受ける職員にあっては、同条の規定による調整前の経験年数)をいう。

4 括弧書を付して示される年数は、括弧書中に規定する学歴免許等の資格(初任給規則の規定の適用に係る学歴免許等の資格をいう。以下この項において同じ。)を有する者に係る年数を表すものとし、括弧書中に規定するそれぞれの学歴免許等の資格(以下この項において「基準となる学歴」という。)以外の学歴免許等の資格を有する者については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる年数をその者に係る年数とする。

(1) 初任給規則別表第10修学年数調整表の学歴区分欄の基準となる学歴の属する区分に対応する同表の修学年数欄の年数をその者の有する学歴免許等の資格の属する区分に対応する同欄の年数から減じた年数(以下この項において「調整年数」という。)が正となる者 基準となる学歴を有する者に係る年数から調整年数を減じた年数

(2) 調整年数が零となる者 基準となる学歴を有する者に係る年数

(3) 調整年数が負となる者 基準となる学歴を有する者に係る年数に調整年数を加えた年数

24 規則別表第1の加算割合欄の「委員会が別に定める職員」は、基準日現在においてそれぞれ次に掲げる職員とする。

(1) 研究職給料表若しくは医療職給料表(一)の職務の級4級の職員のうち又は医療職給料表(二)の

職務の級 8 級の職員若しくは医療職給料表(三)の職務の級 7 級の職員のうち本庁の部参事又はこれに相当する職の職員で行政職給料表適用職員との均衡を考慮して委員会が定める職員

(2) 公安職給料表の職務の級 4 級の職員のうち警部である職員、警部補で学齢48歳以上の職員又は  
巡査部長で学齢55歳以上の職員

25 規則別表第 1 の備考第 1 項の「委員会が特に必要と認めるもの」は、教育職給料表(二)の職務の級 1 級の職員のうち、基準日現在においてそれぞれ次に掲げる職員とする。

(1) 加算割合 100 分の 5 の適用を受ける職員

寄宿舎指導員若しくは実習助手で次のいずれかに該当する職員又は寄宿舎指導員若しくは実習助手の職務を占める定年前再任用短時間勤務職員

ア 80号給の給料を受けて12月以上経過した職員

イ 81号給の給料を受けて9月以上経過した職員

ウ 82号給の給料を受けて6月以上経過した職員

エ 83号給の給料を受けて3月以上経過した職員

オ 84号給以上の給料を受けている職員

(2) 加算割合100分の10の適用を受ける職員

寄宿舎指導員又は実習助手で、学齢55歳以上の職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)

26 規則別表第 1 の備考第 2 項の「これに準ずる職員」及び「委員会が特に必要と認める職員」は、基準日現在においてそれぞれ次に掲げる職員とする。

(1) 「これに準ずる職員」は、新たに規則別表第 1 に掲げる給料表の適用を受けた場合等の職員

(2) 「委員会が特に必要と認める職員」については、他の職員との均衡及び任用における特別の事情を考慮し委員会が定める職員

27 本通知中、職員の職の経験年数及び職員の受ける給料の級号給の経過月数の算定については、基準日を含む期間について算定する。

28 期末手当基礎額及び勤勉手当基礎額の端数処理は、規則第16条及び地域手当に関する規則(規則第6-1515号)第4条による。

29 職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例(令和4年新潟県条例第31号。次項において「令和4年改正条例」という。)附則第5条第1項に規定する暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第21項の規定を適用する。

30 令和4年改正条例附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第23項及び第25項の規定を適用する。